

2017 年 3 月 29 日
日本生活協同組合連合会
井之上 仁

食品表示基準の一部改正（加工食品の原料原産地表示）に係る審議について

前回、第 38 回食品表示部会において、当審議の位置づけについては「消費者庁が作成した食品表示基準案やその他の資料等を確認し、これまでの懸念の払拭状態を見極めて基準案に対する意見をまとめる」とされたところですが、前回の提案から補強された内容も含めて、**懸念事項は払拭されていないと考えます。**

なお、前回、第 38 回において「この改正の方向性は「消費者」「事業者」双方にとってメリットがない」との発言をさせていただきましたが、大きく変わらないものと考えます。

したがって、「消費者委員会食品表示部会での懸念事項」に加え、これから開催される「パブリックコメント」、「WTO 通報」の意見も付して、**本件を専門家検討会に差し戻すべきと考えます。**

食品表示は「消費者がその表示を見つけ、実際に目で見（見やすさ）、その内容を理解し、消費者が活用できるものになっているか否かの視点」¹が大切です。

望むべき方向性としては「（全てに）表示すること」のみを目的とせず、消費者のニーズを把握しつつ、食品表示を俯瞰し、表示の優先順位を考慮し、知りたい人に情報を「わかりやすく伝える」ことを目的として制度設計すべきと考えます。

1)「消費者」の商品選択に資する表示制度とはなっていません（消費者が利用できる表示とはなっていません）

基準案は原料原産地表示の拡大といいつつも「原料原産地表示」の本質とは異なる、製造地表示：「国内製造」が大半を占めることとなり（このような表示は原料原産地には結びつかない・この意味を消費者は理解できるのか疑問・消費者はこのような表示は利用できるのか疑問）、また、ひとつの制度に同じような言葉（原産地、原料原産地、中間加工地の製造地、原産国）が増え、「（、）」と「又は」のちがいを消費者は理解できるのかなど）複雑となり、加えて文字が増え見づらく、理解しづらいものとなるのではないかと危惧します（一方的な情報提供で、ほしい人に届かない事務的なものにも感じます）。

2)加工食品の多様性を阻害する（消費者は高く質の悪いものを購入することになるのではないかと危惧します）

そもそも「例外表示」は制度導入に当たり事業者の実行可能性を確保するためには必要との話であったものです。今回、「可能性表示」について「誤認防止」の観点から、この部分について、厳しくする提案がなされています。

¹食品表示一元化検討会報告書（平成 24 年 8 月 9 日）（新しい食品表示制度の在り方より）
http://www.caa.go.jp/foods/pdf/120809_1.pdf

たしかに「誤認防止」は制度導入に欠かせないものと考えます。しかし、かえって制度を厳しくしすぎてしまうと製品が「**産地表示に縛られた仕様**」を優先することになり、「品質の悪い原料」をむりやり使用したり、生産自体が「できなくなる」可能性につながることで、結果として加工食品の「**多様性**」を阻害することになりかねないと考えます（なお、義務表示として原則の国別重量順を 1 位以外に広げるなどの設計についても、同様と考えます）。

「例外表示」については、過去 2 度の議論^{2,3}において「不適切」「要検討」「知りたい情報なのか疑問」という結論から導入には至らなかった経緯がありますが、やはり、いくら表示方法の工夫をしても制度導入には問題があると考えます。

3)「例外表示」による消費者の「誤認」は回避できないものと考えます。

「製造地表示」について、製品に海外原料を使用する場合、たとえば「中国、アメリカ、その他」と原料原産地を記載するよりも、仕入れる前に国内のどこかでいったん調味などの製造行為を行った上で仕入れをすることで、「国内製造」と表示する方が、消費者に与える印象も良く、仕入れ実績を管理する必要もなくなることから、そのような対応をする企業が増えることが考えられます。加えて、制度を都合いいように利用しようとする事業者は避けたい原産国を「国内製造」とし、なんとなく国産であるように見せることができるようになるともいえます。しかし、消費者には制度上、この誤認を回避できる手段はありません。

なお、今回の例外表示の誤認防止強化については、「可能性表示（「又は」を使うもの）」について 1) 根拠付記（使用実績・使用計画の期間）、2) 少量である場合の（5%未満）表示を課すことにより事業者の実行可能性を厳しくするものです。

しかし、どうしても「例外表示」を使用せざるを得ない事業者は（そうでない事業者も含め）、より安易な「製造地表示」「大括り表示」に流れることが考えられ、結果として市場には「製造地表示」「大括り表示」が全体のかなりの割合を占めることになると考えられます。

やはり、例外表示を用いて「正確に提供する」という課題を解決することには無理があるものと考えます。食品には「多様性」があり、そのことを消費者は学習しないといけないし、このことは栄養成分表示の場合も同様で、表示されたものをただしく理解し、消費者自身がどう利用するかが大切だと考えます。

² 「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」（平成 21 年 8 月 28 日食品の表示に関する共同会議）
「**可能性表示**」：商品の内容と表示の内容が一致せず、かえって消費者に誤解を招く情報を与え兼ねないことから、導入することは不適切と考えられる。「**その他**」の適用に当たっては、表示の意義、必要性も含め、十分な検討が必要。

³ 「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」（平成 23 年 7 月 6 日消費者委員会原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会）・「**可能性表示**」：表示と原材料の内容が一致しないので、表示する意義が小さい。「**大括り**」：消費者にとって適切な情報を提供することになるのか疑問。「**中間加工地（製造地表示）**」：消費者が本当に知りたい情報なのか疑問。

4)消費者の周知についてはかなりハードルが高いものと考えます。

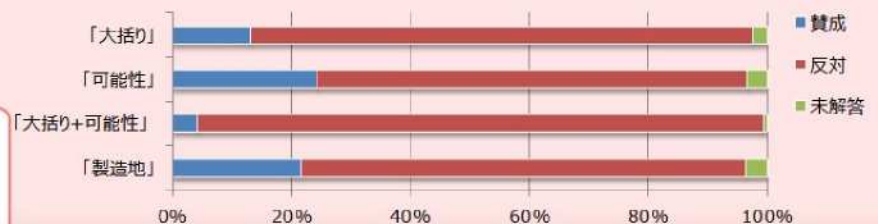
昨年、生協組合員への食品表示法改正の学習会（全国 5 地域 337 名を対象）を開催する中で、現在の原料原産地表示に関する検討提案（4つの表示方法）についても概要説明を行いました。

実情、消費者においては2015年4月に施行された食品表示法の理解（どこが変わったのか）の理解もあまり進んでいない状態です（消費者庁からリーフレットやパンフレットも出されていますが）。さらに原料原産地表示制度改正の説明についてはその複雑さゆえに「説明なくして、正しい理解は得られない」との意見を含め、下に示すような数々の意見を頂きました。消費者庁では今後、消費者教育を実施する計画があるとのことですが、リーフレットやパンフレットの作成、全国説明会の実施だけで消費者への周知を図ることは困難なものと考えます。

しかし、一方で「誤認」や「理解の難しさ」についての懸念事項が挙がっているのであれば制度の施行前に「この制度が消費者に理解されるものであるか」等の事前評価し、導入の可否について慎重に検討することが必要なのではないかと考えます。「誤認する」「わからない」「理解されない」等の「懸念」を含む制度を日程ありきでいったん導入し、その後改定するという流れはぜひ避けるべきだと考えます。

組合員は「例外表示」を求めている

実施：2016年9月～12月
5地域（山口・茨城・新潟・宮城・兵庫）337名
※ 消費者をあざむくとも捉えられるような表示制度はあまりにもひどい。（参加者）



【2015年度日本生協連 組合員からのお申し出】

- ・原料原産地表示に関しては約5%あり、「**生鮮食品としての形が残っているもの**」ないし「**生鮮食品としての形を想像させるもの**」に対してのもの。
- ・中間加工品（サイダーの果糖ぶどう糖液糖など）に製造地を表示してほしいという要望はない。
- ・お問合せ全体で見ると「原料原産地表示」よりも「調理方法（使い方）」について多くのお問い合わせのほうが圧倒的に多い。

（生協組合員への食品表示法改正の学習会における自由記載より）

- ・すぐく難しい、きちんと説明を聞いていない人は「ちがった視点」で見ると思う。
- ・今まで「わかってたこと」が、わからなくなる可能性があります。
- ・原料原産地表示は「一目」でわかるのが一番と思います。本当の原産地が「かくれてしまう」気がします。
- ・消費者の「知りたいと思う情報」が見えにくくなるような表示方法はやめて欲しい。
- ・「国内製造」は「国産」と勘違いしやすい。消費者のための表示のはずがわかりにくくなり困ります。
- ・「輸入、国産」と「輸入又は国産」の区分は理解（想定・類推）できません。
- ・本当に知りたい人が知ろうと思ったら、「メーカーに問い合わせる」もしくは「購入しない」。
- ・結局正確なことはわからず、あいまい。正確に知りたい人は聞かしかありません（現状と同じ）。
- ・全てを表示すると「情報量」が多くなってしまいます。QRコードは「表示以上のさらに詳しい情報」を見たい人は見られるものであり、活用してはどうでしょうか。
- ・「過剰に多くの情報」を記載することにより「本来必要な情報」を見逃してしまう可能性があります。
- ・「抜け道のある表示」は意味がないので表示しなくてもいいです。

5)消費者の「見えない部分でのコスト」が価格に影響を与えるのではないのでしょうか。

今回の制度改革が導入されると、消費者は今まで以上に企業へ問い合わせることが想定されます。

- 1)同ような言葉（原産地、原料原産地、中間加工地の製造地、原産国）や（「、」と「又は」のちがいなど）複雑で理解できない。
- 2）果糖ぶどう糖液糖（国内製造）など、よくわからないものにも原料原産地が表示される。
- 3)「国内製造」や「輸入」といった自分のほしいところまで届かない情報が表示されており、満足できない。 など

今回の改正制度の導入はこれまで以上に制度を複雑にし、加えて、理解できても「ほしい情報」に届かない情報であることから、今まで以上に事業者への問い合わせは増えるのではないかと考えます。今回の改正による「改版コスト」、その他、「管理のためのコスト」に加え、「消費者対応のためのコスト」など、改正対応にかかる負担は商品の価格になんらかの影響を与えるのではないかと危惧します。

6)監視については十分に考えていただきたいと思います。

科学的検証（DNA 分析や微量元素分析など）が適用される品目は限られており、確立も十分ではありません。このことから、監視指導については社会的検証（事業者の伝票、帳票、記録の確認）がポイントとなるとと思いますが、この部分についても十分とはいえない状況であると聞きます。

もし、不十分な状態で今回の複雑な制度を導入するのであれば、監視指導する側は十分に機能せず、制度が実質上崩壊するのではないかと危惧します。そのような状態では、まじめに取り組む企業は「損」をして、この制度を逆に利用しようとする企業は取り締まりが難しいことをいいことに「いいかげんな表示」を横行させることになるのではないかと懸念します。

7) 国際的な整合性については慎重に考慮していただきたいと思います。

国際整合性については WTO 協定上、問題ないと説明されていますが、この表示自体が特定の産地を避けたいという「排他的な側面」を持っており、海外産品に実質的な負荷をあたえるということではないにしても、内国民待遇的な対応がなされることが考えられます。すなわち、以下の可能性が想定されます。

- 1)「国産」又は「国内製造」表示以外の製品が市場から淘汰される、あるいは価格が低く抑えられる可能性。
（例：同程度の品質の原料であれば、海外産原料よりも国産原料のニーズが高まる。）
- 2)事業者において世界中の産地から臨機応変に原料を調達する考え方がなくなり、国産を中心とする一部の産地の原料に需要が固定される可能性。
（例：海外産〇〇が国産〇〇よりも品質や価格においてメリットがあったとしても採用できない。）
- 3)海外原料であっても、産地表示を誤った場合は法令違反となる、事業者は海外の原料仕入れ先に対し、これまで以上に原料のトレーサ管理を要求、トレーサ管理ができていない仕入れ先は排除される可能性が高い。（単に輸出者による証明書だけでなく、当該国における収穫地までさかのぼる帳票類の整備を求める可能性。）

以上

（参考資料）

新しい原料原産地表示制度（案）の問題点（日本生協連作成）